いう。）により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、計画の内容が前年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日の属する年度の初日から起算して五年を超えない範囲内で特定貨物自動車運送事業者等（法第三十七条第二項に規定する特定貨物自動車運送事業者等をいう。）が計画において定める期間の終期の属する年度の翌年度の七月末日までに、計画書を提出すれば足りる。

（定期の報告）

第十一条　法第三十九条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第四による報告書を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（新設）

第十二条　法第三十九条の国土交通省令で定める事項は、前年度における法第三十五条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置の実施状況とする。

（新設）

（特定倉庫業者の指定に係る保管量の算定方法）

第十三条　令第九条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　実測

二　対象貨物（令第九条第二項に規定する「対象貨物」をいう。以下同じ。）の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の当該対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法

三　対象貨物に係る寄託契約において重量が定められている場合にあっては、当該重量（令第九条第一項の当該年度の前年度における入庫に係るものに限る。）を入庫ごとに区分する方法

四　貨物の特性その他の事情により前三号に掲げる方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合にあっては、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

（新設）

（特定倉庫業者の指定に係る保管量に関する届出）

第十四条　法第五十五条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第五による届出書を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（新設）

第十五条　法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、対象貨物の合計の重量の状況（次年度以降における対象貨物の合計の重量が令第九条第三項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに対象貨物の合計の重量の状況）とする。

（新設）

（特定倉庫業者に係る指定の取消しの申出）

第十六条　法第五十五条第三項の規定による申出は、様式第六による申出書を提出してしなければならない。

（新設）

（中長期的な計画の提出）

第十七条　法第五十六条の規定による中長期的な計画（次項において「計画」という。）の提出は、毎年度七月末日までに、様式第七による計画書（次項において「計画書」という。）により行わなければならない。た